

○宮城県告示第五百三十九号

平成七年宮城県告示第千四十四号(公害防止条例施行規則に基づく振動規制の適用基準別地域指定)の一部を次のように改正し、平成二十五年六月二十一日から施行し、同年五月十七日から適用する。その関係図面は、利府町役場、塩釜保健所及び宮城県庁(環境生活部環境対策課)に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城郡利府町の項を次のように改める。

宮城郡利府町

加瀬字新河原十五番地の一、三十番地から三十二番地まで、三十三番地の一、五十四番地の一、五十四番地の一、五十七番地から五十九番地まで

加瀬字新藤倉六十番地の一、六十一番地の一、六十二番地、六十三番地の一、六十四番地の一、六十五番地の一、六十六番地の一、六十七番地の一、六十八番地の一、六十九番地の一、七十番地の一、七十一番地の一、七十二番地の一、七十三番地の一、七十四番地の一、七十五番地の一、七十六番地の一、七十七番地の一、七十八番地の一、七十九番地の一、八十番地の一、八十一番地の一、八十二番地の一、八十三番地の一、八十四番地の一、八十五番地の一、八十六番地、八十七番地の一、八十八番地の一、八十九番地の一、九十一番地、九十二番地の一、九十五番地、九十七番地の一、九十八番地の一、九十九番地の一、百一番地の一

加瀬字新赤根五十一番地の一、五十二番地の一、五十三番地の一、五十四番地の一、五十六番地の一、五十八番地の一、五十九番地の一、六十番地の一、六十一番地の一、六十二番地の一、六十三番地の一、六十四番地の一、六十五番地の一、六十六番地の一、六十七番地の一、六十八番地の一、六十九番地の一、七十番地

七十一番地

○宮城県告示第五百四十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、形質変更所要届出区域として、次のとおり指定する。

平成二十五年六月二十一日

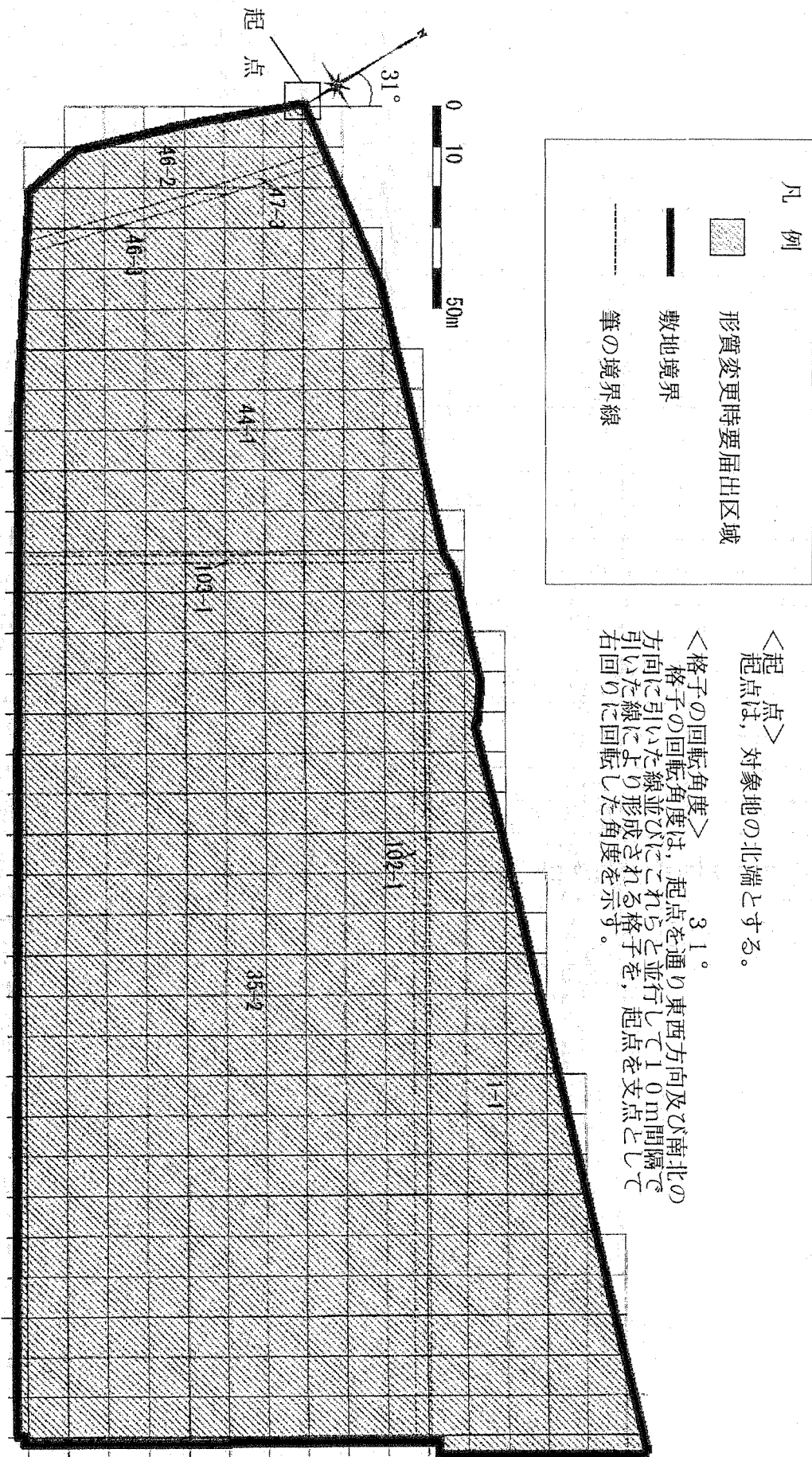
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 形質変更所要届出区域

岩沼市下野郷字新藤倉根一番一、三十五番二、四十四番一、四十六番二、四十六番三、四十七番三、百二番一及び百三番一とし、次の図のとおりとする。

番地の一

加瀬字新赤根田一番地の一、三番地の一、七番地、九番地から十三番地まで、十五番地の一、十六番地、十七番地、十八番地の一、十九番地の一、二十一番地の一、二十二番地の一、二十四番地の一、二十六番地、二十七番地の一、二十九番地の一、三十一番地の一、三十三番地の一、三十五番地の一、三十八番地の一、四十番地の一、四十二番地の一、四十三番地、四十四番地の一、四十六番地の一
加瀬字新大友一番地の一、三番地の一、三番地の一、四番地の一、五番地の一、五番地の一、六番地の一、八番地の一、九番地の一、十番地の一、十一番地の一、十四番地の一、十五番地の一、十六番地、十六番地の一、十七番地の一、百四十五番地の一



- 凡 例
- 形質変更時要届出区域
 - 敷地境界
 - 筆の境界線

＜起点＞ 対象地の北端とする。
 31°
 格子の回転角度は、起点を通り東西方向及び南北の方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で右回りに回転した角度を示す。

二 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌含有量基準及び土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
 砒素及びその化合物
 三 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第五十八条第四項第九号から第十一号までの該当性
 形質変更時要届出区域の一部については、土壌汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に該当する。

○宮城県告示第五百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。
 平成二十五年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
トータル・デンタル・クリニック	黒川郡大和町吉田字北谷地十八（七十六一八）	平成二十五年四月一日
鈴木歯科	石巻市駅前北通り一丁目二十九丁ルセーニョ志番館二階	平成二十五年六月一日
石巻デンタルクリニック	石巻市蛇田字新大塚九十五	平成二十五年五月一日

○宮城県告示第五百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。
 平成二十五年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前 社団法人宮城県薬剤師会 師会会管女川薬局	牡鹿郡女川町鷲神浜字堀切山五十一	

変更後	変更前	変更後	変更前
一般社団法人宮城県薬剤師会 会管女川薬局	医療法人清芳会 佐藤内科医院	石巻市蛇田字新金沼百七十	石巻市鶴平四丁目百四
一六		平成二十五年五月十一日	
ます皮膚科医院		石巻市鶴平一丁目四一	
		平成二十五年五月十一日	

○宮城県告示第五百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。
 平成二十五年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
トータル・デンタル・クリニック	黒川郡大和町吉田字北谷地十八（七十六一八）	平成二十四年十月一日
登米市立米谷病院訪問看護ステーション	登米市東和町米谷字元町二百	平成二十五年三月三十一日
村上歯科医院	白石市東小路百九	平成二十五年四月十二日

○宮城県告示第五百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。
 平成二十五年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問看護